

役員等報酬規程

社会福祉法人はーとわーく

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人はーとわーく（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員並びに評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬について定めるものとする。

(報酬)

第2条 法人の役員等の報酬については、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が理事長の指示又は理事会の委任等を受け、下記の法人業務を行う場合は、次のとおり費用を弁償する。

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償

区域	市内	市外	県外	備考
金額	2,000円	3,000円	5,000円	

(2) 監事が監査を実施した場合の費用弁償

区域	市内	市外	備考
金額	2,000円	3,000円	

(3) 評議員選任・解任委員会に出席した場合の費用弁償

区域	市内	市外	備考
金額	2,000円	3,000円	

2 前項の規定にかかわらず、管理者等の事業所職員である者が出席した場合は、支給しないものとする。

3 交通費の実費が、第1項で定める金額を超える場合は、その差額を加算して支給するものとする。

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

(附則)

1 この規則は平成28年11月30日の評議員会で議決し、平成29年1月1日より施行する。